（様式３－１Ｂ）「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の**認証店**用

**申請する店舗の情報**

|  |
| --- |
| 店舗№ |
|  |

**【開店１年以上の認証店舗用】**

**(川棚町営業時間短縮要請協力金(第５期)用)**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名又は個人事業主名 | 　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 許可番号 | 長崎県指令　　　県央振保衛 |
| 店舗名 |  | 第 |  |  |  |  | 号 |
| 店舗所在地 | 〒　　　　－川棚町 | 店舗の種類許可証に記載の「種別」又は「業種細分名」 |  |
| 認証番号 | ながさきコロナ感染対策飲食店認証第　 |  |  |  |  | 号 |
| 協力内容(□に✔) | （２月１４日～２月２０日）□ 午後８時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛または全期間休業　**→①を記入**（２月２１日～３月６日）□ 午後８時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛または全期間休業　**→②を記入**□ 午後９時までの営業時間短縮及び酒類の提供は午後８時まで　**→③を記入**※通常の営業時間　　　　：　　　～　　　：　　　　 |
| 注意事項 | ※令和４年２月１４日（月）から同年３月６日（日）までの全ての期間において、協力要請に取り組んで頂いた場合のみ支給対象となります。 |
| **店舗ごとの支給額計算は別添①～③の該当する項目を確認して計算してください。**※該当する計算方法の□に✔を付けてください。 |

**① 2月14日～2月20日　午後８時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛または全期間休業**

|  |
| --- |
| **◎中小企業（個人事業主も含む）の場合** |
| **□Ａ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が７５,０００円以下**　　　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です。**　　→１日あたりの支給単価は、３０,０００円　　→店舗の支給額　３０,０００円 × ７日　＝　**２１０，０００円** |
| **□Ｂ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が７５,０００円超****２５０，０００円以下**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**（１）前年又は前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定・前年又は前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ）÷ 　　　日 ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。（２）１日あたりの支給単価を決定 （１日あたりの売上高の４割）・（Ｂ） ×　０.４ ＝　（Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)（３）店舗の支給額・（Ｃ） × ７日 ＝　**,　　　　,０００円** |
| **□Ｃ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が２５０，０００円超****※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**（１）前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円　　　・（Ａ）÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。（２）１日あたりの支給単価を決定・（Ｂ）が ２５０,０００円超　→１日あたりの支給単価は、１００,０００円（３）店舗の支給額　　　→　１００,０００円 ×７日　＝　**７００，０００円**　 |
| 　**◎大企業の場合**　※中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。 |
| **□Ｄ．前年、前々年又は前々々年との比較による本年２月～３月の１日あたりの売上高減少額から****算出**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**（１）１日あたりの支給単価の上限を算定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ） ÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。・（Ｂ） × ０.４ ＝ （Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)・（Ｃ）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（Ｄ）　　　,　　　　,０００円（２）１日あたりの減少額を算定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ）÷　　　日※ ＝　（Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。・本年の２月～３月の売上高　（Ｅ）　　　,　　　　,　　　　円　　　・（Ｅ）÷ ５９日 ＝　（Ｆ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)　　　・（Ｂ）－（Ｆ）＝　（Ｇ）　　　，　　　　,　　　　円（３）１日あたりの支給単価を決定　・（Ｇ） × ０.４ ＝ （Ｈ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)　　　・（Ｄ）と（Ｈ）のうち、いずれか低い金額　（Ｉ）　　　,　　　　,０００円（４）店舗の支給額　　・（Ｉ） ×　７日 ＝ **,　　　　,０００円** |

**② 2月21日～3月6日　午後８時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛または全期間休業**

|  |
| --- |
| **◎中小企業（個人事業主も含む）の場合** |
| **□Ａ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が７５,０００円以下**　　　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です。**　　→１日あたりの支給単価は、３０,０００円　　→店舗の支給額　３０,０００円 × １４日　＝　**４２０，０００円** |
| **□Ｂ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が７５,０００円超****２５０，０００円以下**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**（１）前年又は前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定・前年又は前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ）÷ 　　　日 ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。（２）１日あたりの支給単価を決定 （１日あたりの売上高の４割）・（Ｂ） ×　０.４ ＝　（Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)（３）店舗の支給額・（Ｃ） × １４日 ＝　**,　　　　,０００円** |
| **□Ｃ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が２５０，０００円超****※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**（１）前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円　　　・（Ａ）÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。（２）１日あたりの支給単価を決定・（Ｂ）が ２５０,０００円超　→１日あたりの支給単価は、１００,０００円（３）店舗の支給額　　　→　１００,０００円 ×１４日　＝　**１，４００，０００円**　 |
| 　**◎大企業の場合**　※中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。 |
| **□Ｄ．前年、前々年又は前々々年との比較による本年２月～３月の１日あたりの売上高減少額から****算出**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**（１）１日あたりの支給単価の上限を算定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ） ÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。・（Ｂ） × ０.４ ＝ （Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)・（Ｃ）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（Ｄ）　　　,　　　　,０００円（２）１日あたりの減少額を算定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ）÷　　　日※ ＝　（Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。・本年の２月～３月の売上高　（Ｅ）　　　,　　　　,　　　　円　　　・（Ｅ）÷ ５９日 ＝　（Ｆ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)　　　・（Ｂ）－（Ｆ）＝　（Ｇ）　　　，　　　　,　　　　円（３）１日あたりの支給単価を決定　・（Ｇ） × ０.４ ＝ （Ｈ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)　　　・（Ｄ）と（Ｈ）のうち、いずれか低い金額　（Ｉ）　　　,　　　　,０００円（４）店舗の支給額　　・（Ｉ） ×　１４日 ＝ **,　　　　,０００円** |

**③ 2月21日～3月6日　午後９時までの営業時間短縮及び酒類提供は午後８時まで**

|  |
| --- |
| **◎中小企業（個人事業主も含む）の場合** |
| **□Ａ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が８３,３３３円以下**　　　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です。**　　→１日あたりの支給単価は、２５,０００円　　→店舗の支給額　２５,０００円 × １４日　＝　**３５０，０００円** |
| **□Ｂ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が８３,３３３円超****２５０，０００円以下**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**（１）前年又は前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定・前年又は前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ）÷ 　　　日 ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。（２）１日あたりの支給単価を決定 （１日あたりの売上高の３割）・（Ｂ） ×　０.３ ＝　（Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)（３）店舗の支給額・（Ｃ） × １４日 ＝　**,　　　　,０００円** |
| **□Ｃ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が２５０，０００円超****※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**（１）前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円　　　・（Ａ）÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。（２）１日あたりの支給単価を決定・（Ｂ）が ２５０,０００円超　→１日あたりの支給単価は、７５,０００円（３）店舗の支給額　　　→　７５,０００円 ×１４日　＝　**１，０５０，０００円**　 |
| 　**◎大企業の場合**　※中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。 |
| **□Ｄ．前年、前々年又は前々々年との比較による本年２月～３月の１日あたりの売上高減少額から****算出**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**（１）１日あたりの支給単価の上限を算定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ） ÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。・（Ｂ） × ０.３ ＝ （Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)・（Ｃ）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（Ｄ）　　　,　　　　,０００円（２）１日あたりの減少額を算定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ）÷　　　日※ ＝　（Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。・本年の２月～３月の売上高　（Ｅ）　　　,　　　　,　　　　円　　　・（Ｅ）÷ ５９日 ＝　（Ｆ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)　　　・（Ｂ）－（Ｆ）＝　（Ｇ）　　　，　　　　,　　　　円（３）１日あたりの支給単価を決定　・（Ｇ） × ０.４ ＝ （Ｈ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)　　　・（Ｄ）と（Ｈ）のうち、いずれか低い金額　（Ｉ）　　　,　　　　,０００円（４）１日あたりの支給単価の下限を決定　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円・（Ａ） ÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。・（Ｂ） × ０.３ ＝ （Ｊ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)・（Ｉ）と（Ｊ）のうち、いずれか低い金額　（Ｋ）　　　,　　　　,０００円（５）店舗の支給額　　・（Ｋ） ×　１４日 ＝ **,　　　　,０００円** |

|  |
| --- |
| 以下は記入しないでください。 |

|  |
| --- |
| **事務局使用欄** |
| **区分　①** | １日あたりの支給単価 |
| Ａ　Ｂ　Ｃ　Ｄ |  | **,** |  |  |  | **,** | **０** | **０** | **０** | **円** |
| 店舗の支給額 |
|  | **,** |  |  |  | **,** | **０** | **０** | **０** | **円** |
| **区分　②又は③** | １日あたりの支給単価 |
| Ａ　Ｂ　Ｃ　Ｄ |  | **,** |  |  |  | **,** | **０** | **０** | **０** | **円** |
| 店舗の支給額 |
|  | **,** |  |  |  | **,** | **０** | **０** | **０** | **円** |
| **合　　計** |
| 区分 | 店舗の支給額合計 |
| ①＋②又は①＋③ |  | **,** |  |  |  | **,** | **０** | **０** | **０** | **円** |